

## 横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

### 1 条例改正の趣旨

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正に伴い、地方公共団体の行う処分に係る不服申立ての手續が変わりますが、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」といいます。）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」といいます。）による処分（以下「情報公開請求等に係る処分」といいます。）については異なる取扱いをする事項があります。そこで、両条例を改正する必要があるため、提案するものです。

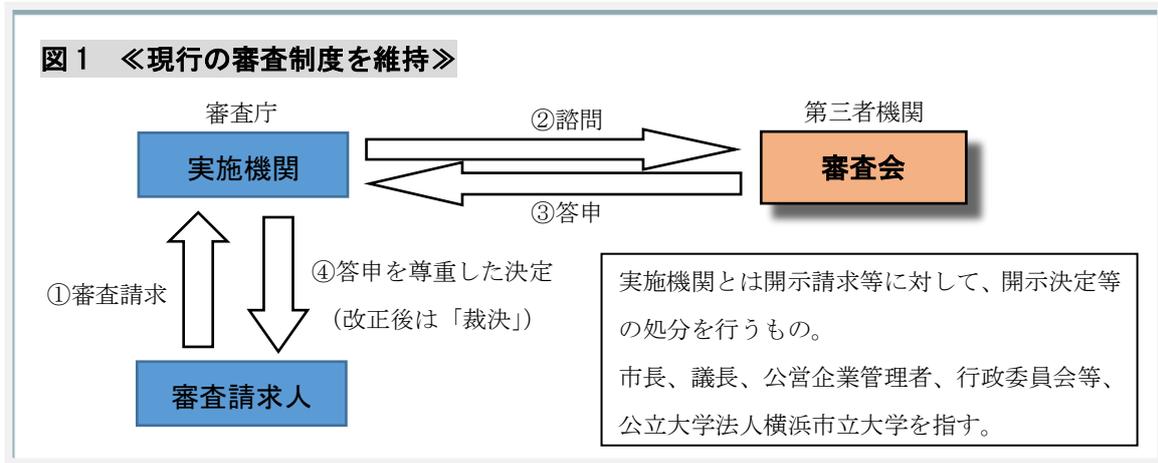
\*改正後の行政不服審査法を以下「新法」といいます。

### 2 新法の内容と本市の対応

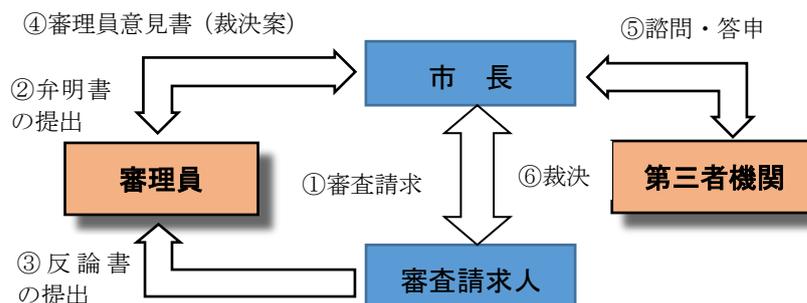
#### (1) 現行の審査制度の維持

新法では、不服申立てに対する 裁決の前に、審理員による審理及び第三者機関のチェックを経る こととされました（図2参照）。ただし、条例に基づく処分については、条例に特別の定めがある場合は審理員による審理を適用除外とすることができる こととされています。

情報公開請求等に係る処分については、これまで横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問し、その答申を受けて当該実施機関が決定を行っており、既に第三者機関によるチェックを経る仕組みが整備されている（図1参照）ことから、審理員による審理手續の規定は適用せず、現行制度を維持することとします。



#### 図2 <審理員制度を採用した場合>



## (2) 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

現行法では、不服申立てには2種類あったものが、新法では、審査請求に一元化されたことにより、区別がなくなりました。

これに伴い、審査請求をすべき行政庁が実施機関であることを明記し、条例の文言を審査請求によるものに統一します。

### 3 情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正の概要

|     | 改正する項目   | 説 明  |
|-----|--|--|
| (1) | 審理員による審理手続の規定は適用せず、現行制度を維持する<br>(前出2(1))         | 現行制度で既に第三者機関である審査会によるチェックを経る仕組みが整備されていることから、審理員による審理手続の規定は適用せず、現行制度を維持することとします。  |
| (2) | 審査請求は、実施機関に対して行う (前出2(2))                        | 現行制度と同様の規定とするよう、確認的に規定します。   |
| (3) | 実施機関に対し資料の写しの交付を請求した場合に、交付費用を負担させる               | 行政不服審査法に、審査庁に対して提出資料の写しの交付請求をできることが規定され、この費用負担については条例で定めることとされています。費用負担については、既に情報公開条例施行規則及び個人情報保護条例施行規則に開示請求等についての写しの交付に係る費用の規定があることから、同規則で定める額の費用を負担させることを定めます。 |
| (4) | 審査会に対し資料の写しを請求した場合に、交付費用を負担させる                   | 実施機関に対して請求された場合の費用負担について定めることに伴い、審査会に対する請求についても同様の規定を定めます。   |
| (5) | 開示請求等に対する不作為の取扱いを記載                              | 開示請求等に対する不作為の取扱いについては、これまでも行政不服審査法に基づき不服申立てできたが、審査請求の対象であることを明記します。  |
| (6) | 不服申立て、異議申立て、決定の文言を整理 (前出2(2))                    | 行政不服審査法の改正に伴う文言を整理します。   |
| (7) | 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の改正 | 個人情報保護条例の改正に伴い、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例に定める読替規定を整理することとします。   |

<参考：行政不服審査法の改正概要> 【総務省資料(平成26年3月)より抜粋】

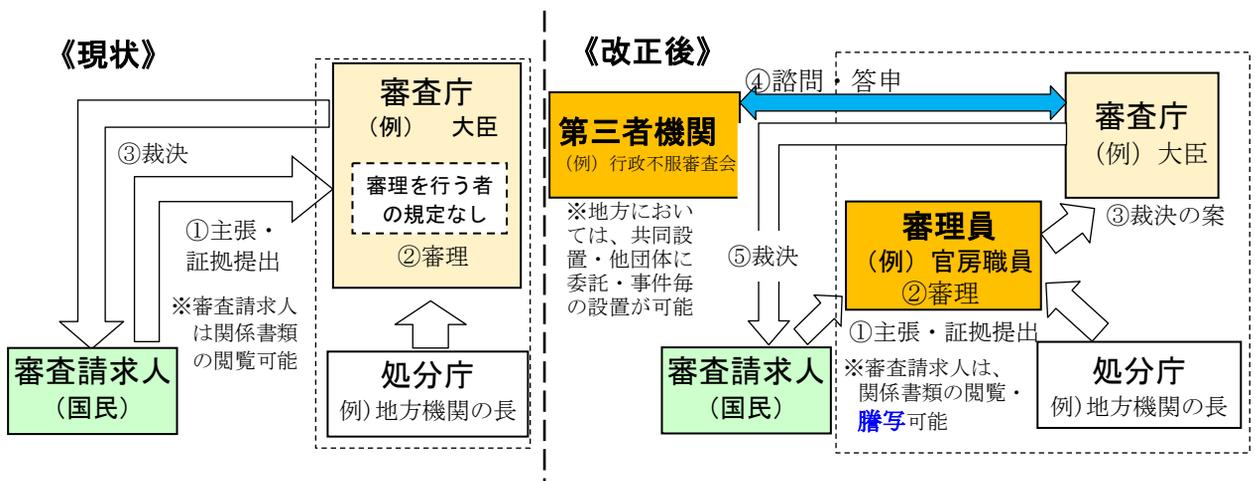
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、

- ・ 公正性の向上
- ・ 使いやすさの向上
- ・ 国民の救済手段の充実・拡大

の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

① 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック



② 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

※ 不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

③ 審査請求をすることができる期間を3か月に延長（現行60日）など